

# 市 町 村 要 配 慮 者 の 避 難 支 援 モ デ ル プ ラ ン

平成26年2月



鹿児島県

# 目 次

## 市町村要配慮者の避難支援モデルプラン

第1章 総則	1
第1 趣旨	1
第2 位置づけ	3
第3 構成	3
第4 避難支援体制の整備方針	3
第2章 関係機関等の役割	7
第1 市町村の役割	7
第2 民生委員・在宅福祉アドバイザーの役割	9
第3 自主防災組織・自治会等，地域で相互扶助活動を行う組織の役割	9
第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等， 介護・医療活動を行う組織の役割	11
第5 保健所の役割	13
第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等	15
第1 要配慮者の把握と台帳作成	15
第2 避難行動要支援者名簿の作成	21
第3 避難行動要支援者名簿の使用	25
第4 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供	25
第5 災害時における名簿の活用	27
第4章 個別支援計画の作成	33
第1 個別支援計画の目的	33
第2 個別支援計画作成の基本方針	33
第3 個別支援計画の適正管理	35
第4 避難行動要支援者と避難支援者による個別支援計画の確認	37
第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備	39
第1 避難準備情報の制度化	39
第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	39
第3 情報伝達体制の整備	39
第4 多様な情報伝達手段の確保	43

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上	4 5
第1 要配慮者の避難体制等整備	4 5
第2 避難に必要な資機材の確保	4 7
第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施	4 7
第4 安否確認情報の収集体制	4 9
第7章 指定避難所等における支援体制の整備	5 1
第1 指定緊急避難場所や指定避難所の開設	5 1
第2 避難施設や必要物資等の整備	5 1
第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定	5 1
第4 広域支援体制の確立	5 3
第8章 地域防災計画や全体計画の整理	5 5
○ 参考	
災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成等の流れ	5 9

（参考資料）

- ・ 市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン（平成18年9月）資料

<p>【参考1】昭和62年版防災白書（国土庁）による「災害弱者」の定義</p> <p>【参考2】難病対策業務マニュアル（鹿児島県保健福祉部健康増進課平成18年2月）</p> <p>【参考3】在宅災害時要援護者台帳様式例</p> <p>【参考4】要援護者情報の部局間の共有に関する法的整理について</p> <p>【参考5】「災害時要援護者の避難対策に関する検討会検討報告（抜粋）」 （平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）</p> <p>【参考6】市町村避難行動要支援者の登録と個別支援計画の作成に関する要綱例</p> <p>【参考7】「災害時における放送要請等について」（平成17年10月18日付け 危防第229号，鹿児島県危機管理局危機管理防災課長通知）</p> <p>【参考8】災害時要援護者避難支援方法マニュアル</p> <p>【参考9】「県北部豪雨災害に係る介護保険制度の運用について」 「台風襲来時等の自主避難に係る介護保険制度の運用について」 （鹿児島県保健福祉部介護保険課長事務連絡）</p> <p>【参考10】災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（愛知県豊田市事例）</p>
--

- ・ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）
- ・ 「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）



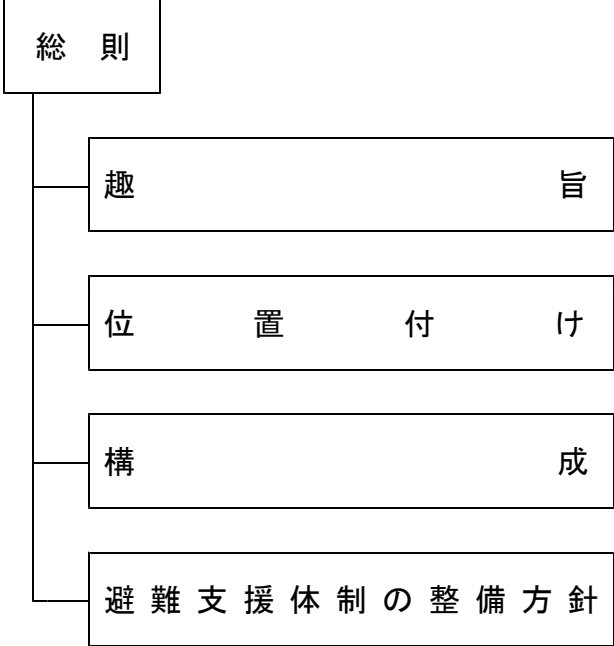
## はじめに

- 本県では、市町村における災害時要援護者避難支援プランの作成に資するため、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」を平成18年9月に作成した。

国においては、平成25年の災害対策基本法の改正において、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務付けるなどの改正を行い、これを受けて、先のガイドラインを全面的に改定し、「避難行動要支援者名簿の避難行動支援に関する取組指針」を平成25年8月に作成した。

このため、県においては、作成された国の取組指針を踏まえて、新たに市町村が取り組むこととされた避難行動支援者名簿の作成等の事項を取り入れ、既存の制度との整合性も図りながら、「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」を改定し、「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」を作成したものである。

市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、国の指針や県のモデルプランを活用し、適切に対応いただきたい。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第1章 総則</p> 	
<p>第1 趣旨</p> <p>この要配慮者の避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、市（町村）における要配慮者の避難支援体制を確立することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害時要援護者 避難支援モデルプラン (H18.9月) 添付資料</li> <li>【参考1】 P41</li> <li>昭和62年版防災白書（国土庁）による「災害弱者」の定義 参照</li> </ul>

(用語の定義)

**【要配慮者】**

- ・ 高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者

**【避難行動要支援者】**

- ・ 要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

災害対策基本法が改正され，高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者は「要配慮者」，要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」と定義された。

法改正を受けて，国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改定され，「避難行動要支援者名簿の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことから，これに基づき，今回，本県が作成する「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」においても同一の定義で用語を使用している。

「自らの身の安全は，自ら守る」という自助，「地域の安全は，地域の皆で守る」という共助が，防災の基本である。

要配慮者の避難支援対策についても，要配慮者自身とその家族による自助，地域等による共助を基本としつつ，行政が担うべき公助の考え方も含めて，避難支援体制の整備に取り組む必要がある。

**【自助】** 自分の責任で，自分自身が行うこと。

**【共助】** 自分だけでは解決や行うことが困難なことについて，周囲や地域が協力して行うこと。

**【公助】** 個人や周囲，地域あるいは民間の力では解決できないことについて，公共（公的機関）が行うこと。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第2 位置付け</p> <p>このプランは、市（町村）地域防災計画の中で要配慮者の避難支援に関することを具体化したものである。</p>	
<p>第3 構成</p> <p>このプランは、避難支援に関する「全体的な考え方」や避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画」の作成、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成等に関する考え方を示すこととし、第1章の「総則」から第8章の「地域防災計画や全体計画の整理」まで全8章で構成する。</p>	
<p>第4 避難支援体制の整備方針</p> <p>1 対象者</p> <p>避難支援体制の整備は、高齢者など要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者（以下「避難行動要支援者」という。）について、重点的・優先的に進める。</p>	



プランは、市町村地域防災計画の中の要配慮者への避難支援や避難行動要支援者名簿等に係ることを具体化したものであるが、その前提として、市町村地域防災計画で、これらが位置付けられるべきである。

避難支援体制の整備は、自助、共助を基本として取り組むが、市町村、関係機関、住民はプランに基づき、各々の防災活動で要配慮者の避難支援体制の整備に取り組むべきである。

プランは、今回の法改正で、市町村に義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成を中心に記載しているが、災害対策としては、災害時の適切な情報提供や避難所における配慮など、避難行動要支援者だけでなく要配慮者全体への対策が必要であることに留意すること。

平成18年9月に策定した本県の市町村災害時要援護者避難支援モデルプランは、災害時要援護者の避難対策に関する検討会の報告書【「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)を参考に構成したものである。

これまでのプラン同様、左ページに記載している内容についての解説を、右ページに記載している。

基本的には、これまでの解説に、避難行動要支援者名簿の作成など新たな事項について追記・修正している。

これまでの解説は、当時の資料・通知・報告書等を参考・引用し、記載したものであるため、現時点ではデータ等古くなっている部分もあるが、その考え方は現在でも変わらず、また、新しいプランとの整合性を図る必要があることから、当時の解説をそのまま残している部分もある。

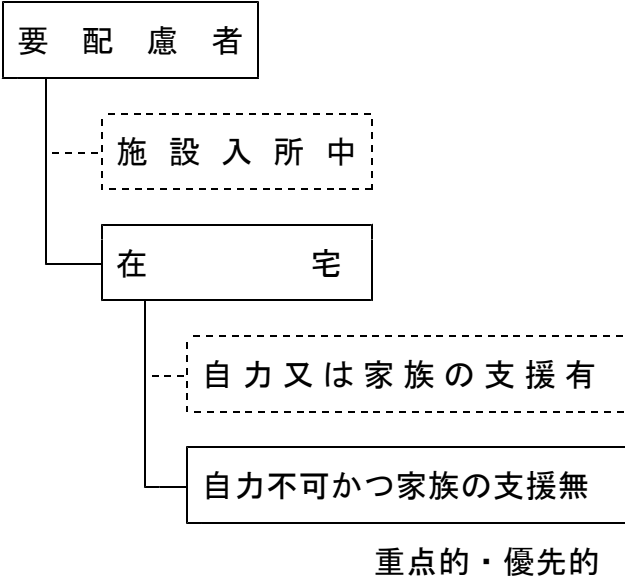
要配慮者の避難支援体制の整備は、最近の災害の教訓として、緊急の課題となっており、その整備を進めるにあたっては、地域の実情に合わせて進めていくことが効果的である。ここでは、重点的・優先的に進めるべき対象者や地域、想定する災害等を定めることとした。

#### 1 対象者について

対象者（避難行動要支援者）

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

要配慮者については、親族との同居や社会福祉施設入所中等、現在受けている援護の状況から新たな避難支援が不要な者も相当数含まれている。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
 <p style="text-align: center;">重点的・優先的</p>	
<p>2 対象地域</p> <p>要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について重点的・優先的に進める。</p>	
<p>3 対象災害</p> <p>要配慮者の避難支援体制の整備は、主に風水害時における避難支援対策を想定して進める。</p>	

## 解

## 説

避難支援体制の整備は、一人暮らしの高齢者などで、他者の支援がなければ避難できない在宅の者等（避難行動要支援者）について、重点的・優先的に進める。

また、同居家族がいる場合であっても、時間帯によっては一人となる場合や、同居家族が高齢者のみなど、避難が困難な状況があることに留意すること。

---

災害危険地域については、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域、火山噴火災害危険区域等の災害危険地域の調査も進められてきており、特に避難を要する地域の特定も可能となってきた。

また、地域自体は危険地域ではないが、地理的条件から孤立化のおそれのある地域においては、難病患者などが、継続的な医療を受けられなくなるおそれがある。

要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について重点的・優先的に進める。

---

国のガイドライン（平成18年3月）では、「想定される災害等、各地域の実情に合わせて進めていくことが効果的である。」とされている。（今回、国はガイドラインを全面的に改定し、「避難行動要支援者名簿の避難行動支援に関する取組指針」を策定したところであるが、ガイドラインの基本的な考え方は現在でも変わらない。）

県のプランでは、主として風水害を想定して、要配慮者の避難支援体制の整備に取り組むこととしているが、その基本的な枠組みは、震災等あらゆる災害に対して活用できるものである。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第2章 関係機関等の役割</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市（町村）の役割</li> <li>民生委員・在宅福祉アドバイザーの役割</li> <li>地域支援機関の役割</li> <li>専門支援機関の役割</li> <li>保健所の役割</li> </ul> </div>	
<p>第1 市（町村）の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の把握</li> <li>2 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>3 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）</li> <li>4 個別支援計画の作成，保管，避難支援等関係者への提供</li> <li>5 避難準備情報等の情報伝達体制の整備</li> <li>6 避難準備情報の発令，伝達</li> </ol>	

---

#### 1について

改正災対法において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたところであるが、避難行動要支援者を把握するため、まずは市町村において、内部の情報を集約したり、県等から情報を取得するなどして、要配慮者を把握する必要がある。具体的には、第3章第1に示す。

#### 2について

市町村は、避難行動要支援者の範囲を設定し、民生委員等の協力を得て、地域における避難行動要支援者を把握した上で、これらについて名簿を作成する必要がある。具体的には、第3章第3に示す。

#### 3について

市町村は、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報提供について同意を得た者について、避難支援等関係者に名簿情報を提供することとされている。具体的には、第3章第4に示す。

##### 【避難支援等関係者】

- ・ 消防機関，都道府県警察，民生委員，社会福祉協議会，自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者
- ・ 名簿情報の提供先（名簿を提供する者の範囲）については、市（町村）地域防災計画において定める必要がある。

#### 4について

個別支援計画は、避難行動要支援者名簿登載者のうち、平常時からの情報提供に同意を得た者について、作成する。（平常時からの情報提供に同意するよう、随時の働きかけが重要である。）

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>7 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（避難支援等関係者への名簿の提供等）</p> <p>8 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認</p> <p>9 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定，運営</p> <p>10 自主防災組織等の結成促進，自主防災力強化のための資機材の整備</p> <p>11 要配慮者や避難支援等関係者の研修，要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施 等</p>	
<p>第2 民生委員・在宅福祉アドバイザーの役割</p> <p>民生委員・在宅福祉アドバイザーは，日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。</p> <p>1 市（町村）からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力（民生委員）</p> <p>2 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について，避難行動要支援者への働きかけ</p> <p>3 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ</p> <p>4 個別支援計画の修正内容の市町村への提供</p>	
<p>第3 自主防災組織・自治会等，地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割</p> <p>地域支援機関は，日頃の地域活動を通じて，以下の役割を担う。</p>	

解

説

7について

名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者については、個別支援計画が作成されず、関係機関からの計画的な避難支援が望めないこととなる。

これらの者に対して、市町村では、避難所への移動支援を消防等と連携して行うことになるが、迅速な避難支援が望めなくなる可能性が高いことを周知しておく必要がある。

8について

市町村は、緊急避難場所や避難所等において、避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用することができる。

---

1について

民生委員には、法律上守秘義務（民生委員法第15条）があり、また、職務上、日頃から、要配慮者の生活に関する相談に応じたり、助言その他の援助を行ったりしているので、要配慮者の状態を把握していることが期待される。

---

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>2 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>3 市（町村）の依頼による個別支援計画作成への協力</li> <li>4 個別支援計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li>5 要配慮者への避難準備情報等の伝達</li> <li>6 避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> </ol>	
<p>第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割</p> <p>専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>2 市（町村）の依頼による個別支援計画作成への協力</li> <li>3 個別支援計画の修正内容の市町村への提供</li> <li>4 避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> <li>5 要配慮者の収容</li> </ol>	



## 2について

地域支援機関は、市町村からの依頼により個別支援計画の作成の協力を行う。協力の主な内容は、地域支援機関において、避難支援者と避難方法を選定することである。また、地域支援機関は、個別支援計画の作成主体ではないことに注意を要する。本プランは、第1章第3に示すとおり全体計画と個別支援計画から構成されるが、個別支援計画の作成主体は、本章第1に示すとおり、あくまで市町村である。これは、個別支援計画には、極めて個人的な障害の等級や家族の状況などについて記載されるので、市町村の個人情報保護条例の適用を受ける公文書として適正に保管され、使用される必要があることと、市町村の責任において、迅速に個別支援計画を作成することが望ましいことによる。

---

専門支援機関は、車イスやストレッチャー等の移動用具や福祉・医療用車両を有しており、それらの移送手段がなければ、移動できない避難行動要支援者への移動支援などが、期待される。個別支援計画の作成の際には、地域の実情から複数の避難行動要支援者の避難支援を行う場合が考えられるが、国のガイドライン（平成18年3月）によると避難準備情報の発令後90分後に要援護者の避難行動が完了すべきことがイメージされていることも踏まえて、移動支援に取り組む必要がある。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p data-bbox="252 360 807 398">第5 保健所（鹿児島市以外）の役割</p> <p data-bbox="288 454 995 539">保健所（鹿児島市以外）は、保健・福祉活動等を通じ、以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="296 598 995 683">1 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ</li> <li data-bbox="296 741 995 826">2 市（町村）が作成する個別支援計画への助言</li> <li data-bbox="296 884 995 969">3 個別支援計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li data-bbox="296 1028 995 1113">4 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力</li> </ol>	<p data-bbox="1031 365 1337 490">・市町村災害時要援護者 避難支援モデルプラン (H18.9月) 添付資料</p> <p data-bbox="1031 508 1337 728">【参考2】P42 難病対策業務マニュアル (鹿児島県保健福祉部健康増進課平成18年2月) 参照</p>

## 解

## 説

本プランは、市町村域を対象として作成されるものであるが、県の行政機関である保健所も当該市町村域における避難行動要支援者の避難支援体制の整備に積極的な役割を担う必要がある。

平成18年2月に作成された「難病対策業務マニュアル」（県保健福祉部健康増進課）では、保健所の把握している難病患者に関して、患者の同意を得た上で、災害時要援護難病者台帳を作成することなどが記載されている。保健所は、このような台帳をもとに、難病患者に関する役割を担っていくことになる。

上記マニュアルでは、保健所の難病患者へ災害発生時の対応として、患者の健康状態の把握や必要な医療等のコーディネート、安否確認などが例示されており、保健所は、広域的・専門的・技術的拠点として、各支援機関の行う避難支援に協力することが期待される。

今回の法改正により、市町村は難病患者等、県等の保有する情報の提供を求めることができることとされていることから、今後、市町村は、県等からこれらの情報を取得し、保健所等と連携して、避難行動要支援者名簿への記載や個別支援計画の作成など、必要な支援に努める必要がある。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難行動要支援者名簿の作成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の把握と台帳作成</li> <li>避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>避難行動要支援者名簿の使用</li> <li>避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供</li> <li>災害時における名簿の活用</li> </ul> </div>	
<p>第1 要配慮者の台帳作成 市（町村）は、要配慮者を把握し、要配慮者台帳に記載する。</p> <p>1 要配慮者の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 65歳以上の独り暮らし高齢者</li> <li>(2) 寝たきりの者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護4以上の判定を受けている者</li> <li>(3) 認知症の者で、前号で規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者</li> </ol>	<p>・改正災害対策基本法（平成25年6月21日公布法律第54号）（以下、「法」という。） 第49条の10第1項関係 ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）（以下、「取組指針」という。）P15～参照</p>

国のガイドライン（平成18年3月）では、要援護者情報の収集・共有について、以下の三つの方式による取組が紹介されている。

1 共有情報方式

個人情報保護条例で保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされる規定を活用し、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、避難支援者、関係機関等の中で共有する方式。

2 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

3 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

県のモデルプラン（H18.9月）では、在宅の要援護者の全体把握に際しては、1の共有情報方式と2の手上げ方式を併用し、避難行動要支援者の個別支援計画作成のための登録に際しては、2の手上げ方式と3の同意方式を併用することとしていたところである。

これまで、要配慮者情報の収集・共有に当たっては、上記の取扱いで情報を収集していた。後述するが、今回の法改正により、市町村は、各関係部局がそれぞれ保有している要配慮者の情報を、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、内部で利用できることとされている。

---

要配慮者の対象とする者の障害の程度等については、県のモデルプラン（H18.9月）の策定に当たり、先進事例等を参考に県の保健福祉部局にて検討を行ったものである。

市町村は、要配慮者及び避難行動要支援者の全体把握を行うため、要配慮者の台帳を作成する。

市町村は、高齢者、身体障害者、知的障害者等に関する各種情報を、それぞれの部局において所有しているが、要配慮者の避難支援という目的にそって、それらの情報を突合し、共有化することで、初めて地域の要配慮者の実態がある程度把握できることになる。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>(4) 高齢者夫婦世帯で、一人が(2)で規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者</p> <p>(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者</p> <p>(6) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>の判定を受けた者</p> <p>(7) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条の規定により自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者</p> <p>(8) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者</p> <p>(9) 前各号に準じる状態にある者で個別支援計画の作成に同意した者</p> <p>2 収集する内容 台帳には、以下の情報を収集して記載する。</p> <p>① 氏名</p> <p>② 年齢(生年月日)</p> <p>③ 要配慮者の区分(本章第1-1に示す区分)</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 所属自治会</p> <p>⑥ 避難所(避難先)</p> <p>⑦ 電話番号等(FAX, 携帯電話番号, メール)</p>	

解

説

ただし、要配慮者の台帳は、あくまでも市町村の内部資料であり、地域支援機関と専門支援機関に直接提供されるものではないことに注意が必要である。

1の(2)、(3)について

プランでは、寝たきりの者と認知症の者で分類しているが、国のガイドライン（平成18年3月）では、例として介護保険の要介護度について、一律要介護3以上とする場合が紹介されている。

1の(9)について

前各号に準じる状態にある者とは、自閉症者等が想定される。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>3 台帳の使用 台帳は、市(町村)が以下の目的に使用する。</p> <p>(1) 在宅の要配慮者の全体把握 (2) 避難行動要支援者の把握 (3) 災害時の避難支援及び安否情報の確認</p> <p>4 情報の集約 市(町村)は、避難行動要支援者名簿を作成するため、市(町村)の関係部局で保有している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。 また、難病患者に係る情報等、市(町村)で把握していない情報については、必要に応じて、県やその他の者に対して、情報提供を求める。</p> <p>(1) 市(町村)内部での情報の集約 要配慮者の把握のため、市(町村)各部局において把握している情報を集約するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳</li> <li>・ 身体障害者手帳交付台帳</li> <li>・ 療育手帳交付台帳</li> <li>・ 特定高齢者把握台帳</li> <li>・ 要介護・要支援認定台帳</li> <li>・ 自立支援医療費の申請受理簿</li> <li>・ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定簿(鹿児島市のみ) 等</li> </ul> <p>(2) 県等からの情報の取得 難病患者に係る情報等、市(町村)で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して情報提供を求めることができる。</p>	<p>・ 市町村災害時要援護者 避難支援モデルプラン (H18.9月)添付資料 【参考5】P71 「災害時要援護者の避難 対策に関する検討会検討 報告(抜粋)」(平成18 年3月災害時要援護者の 避難対策に関する検討 会)参照</p> <p>・ 法第49条の10第1,3,4 項関係 ・ 取組指針P15~16参照</p>



(1) 市町村内部での情報の集約

これまで、要配慮者本人の同意を得ずに、要配慮者の情報等を関係部局等の中で共有するには、個人情報保護条例による規定（県のモデルプラン（H18.9月）で、【参考4】「要援護者情報の部局間の共有に関する法的整理について」として考え方を整理）が必要であったが、今回の法改正により、個人情報保護条例に規定していない場合であっても、市町村は避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者に関する情報を内部で利用することができることとされている。

(2) 県等からの情報の取得

情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって明確にすること。

情報を提供する者としては、県（保健所等）のほかには、病院や福祉施設等が想定されている。市町村への情報提供については、法令に基づくものであるため、本人の同意は要しないが、情報の取扱には十分配慮すること。

なお、情報の提供は義務ではないが、避難行動要支援者への支援を適切に行うため、情報を保有する機関についてはできるだけの協力を依頼する。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第2 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>1 避難行動要支援者の範囲</p> <p>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の範囲（要件）は以下のとおりとする。</p> <p>【避難行動要支援者の要件（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定3～5を受けている者</li> <li>② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）</li> <li>③ 療育手帳Aを所持する知的障害者</li> <li>④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者</li> <li>⑤ 市（町村）の生活支援を受けている難病患者</li> <li>⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</li> </ul> </div> <p>社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第49条の10第1項</li> <li>・ 取組指針P16～18参照</li> <li>・ 「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）（以下「国通知」という。）IV5(2)①ア参照</li> </ul>

要配慮者の避難能力の有無については、主として以下に留意しながら判断する。

- (1) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 避難行動をとる上で必要な身体能力

要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けるとともに、地域において、支援が必要な者が支援対象から漏れないよう、対象を適切に把握する仕組みが必要である。

<例>

- ・避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることとする仕組み
- ・形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み

(避難行動要支援者の要件については、これまで、市町村において、災害時要援護者として個別支援計画を作成する対象としていた者をベースにして、要件を整理・設定する方法も考えられる。)

後述するが、避難行動要支援者名簿は、平常時からの名簿情報の提供に同意した者について、避難支援等関係者に情報を提供する必要がある。

このため、名簿は、平常時からの名簿情報の提供に同意した者、しない者について、別葉で作成するのが望ましい。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>2 避難行動要支援者名簿の記載事項</p> <p>避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。</p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所又は居所</p> <p>⑤ 電話番号その他の連絡先</p> <p>⑥ 避難支援等を必要とする事由</p> <p>⑦ 所属自治会</p> <p>⑧ 避難所（避難先）</p> <p>⑨ 個別支援計画の有無</p> <p>⑩ 危険種別（危険地域の種別を記載）</p> <p>⑪ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市（町村）長が必要と認める事項</p> <p>3 避難行動要支援者名簿のバックアップ</p> <p>災害規模等により市（町村）の規模が著しく低下する可能性を考慮し、クラウドによるデータ管理など、名簿データのバックアップに留意する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。</p> <p>4 名簿情報の適正管理</p> <p>避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、市（町村）においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。</p> <p>なお、法により、避難支援関係者等、名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、</p>	<p>・ 法第49条の10第2項</p> <p>・ 取組指針P18参照 名簿様式例 P23参照</p> <p>・ 国通知IV 5 (6) 参照</p> <p>・ 法第49条の12関係</p> <p>・ 取組指針P18～19, 21～22, 29～30参照</p> <p>・ 国通知IV 5 (4) ②参照</p> <p>・ 法第49条の13</p> <p>・ 取組指針P28～29参照</p>

## (名簿の記載事項)

①～⑥の情報は、改正災対法第49条の10第2項法で記載することとされているため、記載は必須。

⑦以下の情報は、これまで、県の旧モデルプラン（平成18年9月）で記載することとされていた情報。（各市町村で必要に応じて記載する。）

- 改正災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を法第49条の10に基づくものとして地域防災計画に位置付ければ、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。

## (名簿情報の管理に係る市町村が講ずる措置の例)

- ・ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう、市町村内の一地区の自主防災組織に対して、市町村全体の避難行動要支援者名簿が提供されないようにすること。
- ・ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を、必要以上に複製しないよう指導すること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援関係者等へ、その旨、十分説明する。</p> <p>5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の更新            避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市（町村）は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し名簿情報を最新の状態に保つことに努める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者情報の共有            避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時や、転居や入院により名簿から削除された場合等は、その情報を市（町村）及び避難支援等関係者間で共有する。</p>	<p>・国通知IV 5 (5)①参照</p> <p>・取組指針P19参照</p> <p>・取組指針P20参照</p>
<p>第3 避難行動要支援者名簿の使用</p> <p>名簿は、市（町村）が以下の目的に使用する。</p> <p>1 避難行動要支援者の把握</p> <p>2 避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施</li> <li>・ 防災訓練や関係者への研修等に活用</li> </ul> <p>3 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認</p>	
<p>第4 避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供</p> <p>避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていること</p>	<p>・ 法第49条の11第2項</p> <p>・ 取組指針P20～22参照</p> <p>・ 国通知IV 5 (3)②ウ、エ参照</p>

(名簿更新の仕組みの例)

- ・ 新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ・ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も、避難行動要支援者名簿から削除する。

なお、避難行動要支援者名簿に記載する「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、また、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることに留意されたい。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>で、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。</p> <p>このため、市（町村）は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に提供する。</p> <p><b>第5 災害時における名簿の活用</b></p> <p><b>1 避難のための情報伝達</b></p> <p>避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。</p> <p>そのため、避難準備情報や避難勧告、避難指示等が発令された場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実かつ早めの情報伝達に配慮することが必要である。</p> <p>情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。</p> <p><b>2 避難行動要支援者の避難支援</b></p> <p>避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別支援計画に基づいて避難支援を行う。</p> <p>また、市（町村）は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能</p>	<p>・ 法第56条1第1,2項</p> <p>・ 取組指針P25～26参照</p> <p>・ 法第49条の11第1,2,3項</p> <p>・ 取組指針P27～28参照</p>



○ 避難行動要支援者の同意の確認について

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市町村は避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問などの働きかけが求められる。

平常時からの情報提供に同意しなかった避難行動要支援者についても、随時の働きかけが大切である。

なお、これまで市町村において、個別支援計画の作成や関係者への提供に関して同意を得ている者については、改めて同意を得る必要はない。

ただし、名簿情報を提供する者の範囲が広がる場合（例：これまで、消防機関、支援者に情報を提供することとしており、その旨、避難行動要支援者の同意を得ていたが、これまでの情報提供先に加えて、警察にも情報を提供する場合等）は、その旨、避難行動要支援者に説明し、新たに同意を得る必要がある。

○ より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が個人情報保護条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととされている。

（多様な障害等に配慮した情報伝達の例）

- ・聴覚障害者：FAXによる災害情報配信，聴覚障害者用情報受信装置
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信，字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送，SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供



解

説

平常時からの名簿情報の提供に不同意であった者については、災害時に計画的に避難支援を行うことは困難な面もあるが、例えば、避難の時間的余裕がある風水害等、リードタイムのある災害においては、避難支援等関係者へ早めにこれらの情報を提供し、可能な範囲で支援を行うことができる。

情報の提供に当たっては、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供すること等がないよう、提供する情報の種類、範囲等に十分な配慮が必要である。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>(2) 避難場所以降の避難行動要支援者の引継            避難行動要支援者及び名簿情報が避難場            所等において、避難支援等関係者から避難            場所等の責任者に円滑に引き継がれるよう、            その方法についてあらかじめ地域防災計画            や全体計画に規定する。</p> <p>また、運送事業者と協定を結ぶなど、避            難行動要支援者を避難場所から避難所へ速            やかに運送できる体制を整備する。</p>	<p>・ 取組指針P31～32参照</p>

解

說

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第4章 個別支援計画の作成</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難支援に関する個別支援計画を作成する。</p> <div data-bbox="284 674 970 1234" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">個 別 支 援 計 画 の 作 成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個 別 支 援 計 画 の 目 的</li> <li>個 別 支 援 計 画 作 成 の 基 本 方 針</li> <li>個 別 支 援 計 画 の 適 正 管 理</li> <li>避 難 支 援 者 の 確 保 等</li> </ul> </div>	<p>・市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン（H18.9月）添付資料【参考6】P74</p> <p>市（町村）避難行動要支援者の登録と個別支援計画の作成に関する要綱例参照</p> <p>・取組指針P35～36参照</p>
<p>第1 個別支援計画の目的</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。</p>	
<p>第2 個別支援計画作成の基本方針</p> <p>1 個別支援計画作成の対象者</p> <p>個別支援計画は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成する。</p>	

## 解

## 説

本プランは、第1章で解説しているとおり、市町村を単位とした地域における要配慮者の避難支援体制の整備について、関係機関の合意事項を定めているものである。それぞれの関係機関は、本プランの役割に応じた体制の整備を行っていくものであり、市町村においては、個別支援計画の作成主体としての役割を担っている。

個別支援計画は、市町村が、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成することとなる。

また、これまで同様、本人等から個別支援計画作成の依頼（申出）があった場合は、当該人を避難行動要支援者名簿に記載した上で、個別支援計画を作成する。

（市町村は、これまで個別計画の作成を依頼した者等について、台帳に登録し、個別支援計画を作成していたが、今後は避難行動要支援者名簿作成の際に、同意するか否か確認できるので、改めて登録台帳等を整備する必要はない。）

---

市町村が、個別支援計画の作成主体である。以下に示すが、市町村が、地域支援機関や専門支援機関に依頼して個別支援計画を作成する場合でもあくまで作成主体は、市町村であることに注意が必要である。

---

避難行動要支援者に、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意するか否か確認する際に、個別支援計画の作成について説明し、名簿情報の提供を同意した者について、同計画を作成する。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>2 個別支援計画の作成主体</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは地域支援機関又は専門支援機関に協力を依頼して個別支援計画を作成するものとする。</p> <p>3 個別支援計画の内容</p> <p>個別支援計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとする。具体的には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。</p> <p>① 避難支援者  ② 予定避難場所  ③ 情報伝達の流れ  ④ 情報伝達での留意事項  ⑤ 避難時に携行する医薬品等  ⑥ 避難誘導時の留意事項  ⑦ 避難先での留意事項  ⑧ 避難経路  ⑨ 本人が不在で連絡が取れない時の対応</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・市町村災害時要援護者  避難支援モデルプラン  （H18.9月）添付資料  【参考6】P78  市（町村）避難行動要支援者の登録と個別支援計画の作成に関する要綱例中の「別記様式」参照</p> <p>・個別支援計画様式例  取組指針P37参照</p>
<p>第3 個別支援計画の適正管理</p> <p>1 保管</p> <p>個別支援計画の原本は、市（町村）の防災部局が保管し、副本は避難行動要支援者のほか、個別支援計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管するものとする。</p> <p>2 使用</p> <p>個別支援計画を保管する関係機関及び避難支援者は、避難支援に関係する目的以外に個別支援計画を使用してはならない。</p>	



## 2 個別支援計画の作成主体について

避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、個別支援計画を作成することは、避難行動要支援者が自身の置かれている状況を、個別支援計画にそって改めて認識する効果が期待できる。また、災害時に実際に避難支援に当たることとなる地域支援機関や専門支援機関に依頼して、個別支援計画を作成することで、地域支援機関や専門支援機関においては、避難支援に当たっての手順確認につながる効果もある。

## 3 個別支援計画の内容について

個別支援計画の様式例については、これまで県のモデルプラン（H18.9月）の【参考6】に示してきた。今回、国が取組指針において、様式例を示しているが、市町村がこれまで作成してきた個別支援計画が、避難行動要支援者の支援に当たり、必要な情報が記載されている場合は、改めて個別支援計画を作成する必要はなく、また様式の改正も要しない。

---

個別支援計画は、個人情報に当たるので、厳重な管理の下、適正に使用されなければならない。市町村においては、県のモデルプラン（H18.9月）に示されている「【参考5】市（町村）避難行動要支援者の登録と個別支援計画の作成に関する要綱イメージ」（P49）等を参考に、個人情報の保護について、明確に規定する必要がある。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第4 避難支援者の確保等</p> <p>1 避難支援者の確保</p> <p>避難行動要支援者それぞれに避難支援者が確保されるよう、市（町村）は、地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。</p> <p>2 避難行動要支援者及び避難支援者による個別支援計画の確認</p> <p>市（町村）が作成した個別支援計画については、避難行動要支援者及び避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。</p>	

### 1 避難支援者の確保について

避難行動要支援者を取り巻く状況は昼間と夜間では異なることもあることから、避難支援等の実効性を高める観点から、一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援者を確保し、支援者が相互に補完し合いながら避難支援に当たることが望ましい。

避難支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ、適切な役割分担を行うこと。

### 2 避難行動要支援者と避難支援者による個別支援計画の確認

災害時に隣人や知人などからの声かけ（避難の呼びかけ）により、早めの避難をして、無事であったという事例は、枚挙にいとまがない。避難行動要支援者の避難についても、避難行動要支援者と避難支援者は、日常からコミュニケーションをとり、お互いに信頼関係を築き、早めの避難に繋げることが重要である。

防災では、「日頃からやっていないことはできない」とよく言われる。個別支援計画に基づいた避難訓練等を行うことは、避難行動要支援者の参加を考えた場合、難しい側面もあることから、避難訓練等では、代役を立てることなどが考えられる。

ここでは、少なくとも、避難行動要支援者と避難支援者が、個別支援計画についてお互いに事前に確認することで、完成した個別支援計画について検証を行い、災害時に個別支援計画にしたがった迅速・的確な避難に備えることを期待している。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難準備情報等の発令・伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難準備情報の制度化</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難準備情報等の具体的な判断基準の作成</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">情報伝達体制の整備</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">多様な情報伝達手段の確保</li> </ul> </div>	
<p>第1 避難準備情報の制度化</p> <p>市（町村）は、要配慮者が、避難行動を開始するための情報及び避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、避難準備情報を検討し、制度化する。</p>	
<p>第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成</p> <p>市（町村）は、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する。具体的な判断基準では、対象地域毎に基準となる数値情報（アメダス、水位情報等の実況データ及び予測データの双方を参考にする。）、気象警報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の各種の予警報等（以下「数値情報」と併せて「防災情報」という。）を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第56条第1, 2項</li> <li>・ 取組指針P25～26参照</li> </ul>
<p>第3 情報伝達体制の整備</p> <p>1 地域における情報伝達体制</p> <p>市（町村）は、戸別行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が要配慮者や避難支援者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第56条第1, 2項</li> <li>・ 取組指針P25～26参照</li> </ul>

解

説

避難準備情報は、災害発生の危険性が高まった時に市町村長が発する避難勧告等の一つとして、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会平成17年3月）で提言され、平成17年度の国の防災基本計画に位置付けられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。県でも、平成17年度の地域防災計画でその位置付けを行ったところである。各市町村においても、市町村地域防災計画に位置付ける必要がある。

この情報発令の意義は、人的被害の危険性がより不確実な段階で、「空振り」となるおそれを承知しつつ、人命の安全確保を優先し、避難を促す情報を発令することを明確に位置付けた点にあるといわれている。

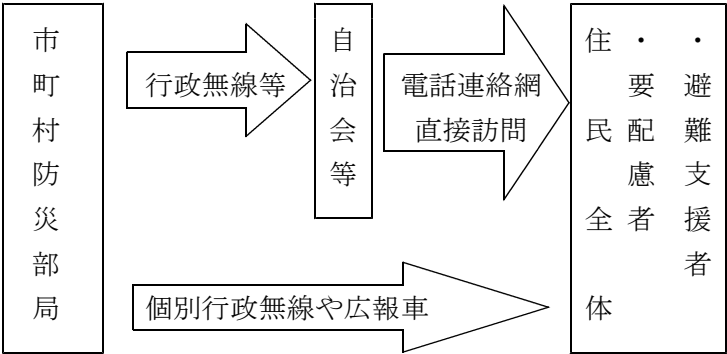
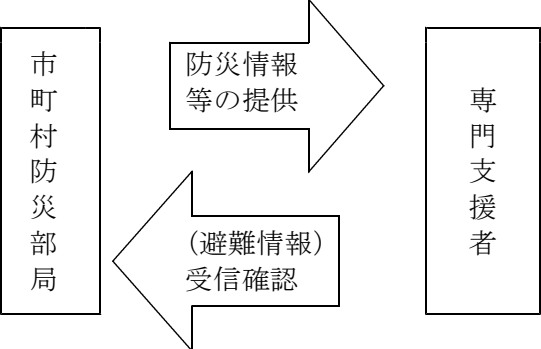
避難準備情報について、国のガイドラインでは、「目標時間は、情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所のアクセシビリティなどによって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取組が重要となる。」としながらも、イメージとして、発令20分以内に情報伝達を完了し、発令90分以内の避難完了を示している。

※ アクセシビリティー【accessibility】

利便性。交通手段への到達容易度。ある地点や施設への到達容易度。

具体的な判断基準は、市町村長が避難準備情報等の発令が遅れることがないように作成するものである。避難準備情報等を発令することは、ほとんどの市町村長にとって経験したことのない重い決定であり、適切なタイミングでの発令は、非常に難しい。そこで、市町村長の裁量的な判断に委ねるのではなく、「災害の発生する可能性が高まった」、「災害が発生する危険性が非常に高い」状況について、避難すべき区域や判断基準を明確にしておく必要がある。

避難準備情報等は、要配慮者を含めた発令対象地域の全ての住民に周知されるものである。近年、自治会への加入率の低下などにより、自治会等の地域コミュニティを基礎単位とした情報伝達体制の整備が難しい地域もあるが、豪雨災害時の住民に対する避難勧告等の避難に関する情報の伝達について、次のような問題点もあり、地域

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、市（町村）及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>《避難準備情報等の伝達経路》</p>  <pre> graph LR     A[市町村防災部局] -- "行政無線等" --&gt; B[自治会等]     B -- "電話連絡網 直接訪問" --&gt; C[住・・ 要 避 民 配 難 全 慮 支 者 援 体 者 体]     A -- "個別行政無線や広報車" --&gt; C </pre>	
<p>2 地域支援機関への情報伝達体制等</p> <p>地域支援機関への防災情報や避難準備情報等の提供は、1の地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。市（町村）と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。</p>	
<p>3 専門支援機関への情報伝達体制</p> <p>市（町村）は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。</p>  <pre> graph LR     A[市町村防災部局] -- "防災情報 等の提供" --&gt; B[専門支援者]     B -- "(避難情報) 受信確認" --&gt; A </pre>	

## 解

## 説

ぐるみの情報伝達体制について、その整備が必要と考えられる。

- ① 道路冠水等により、真に情報が必要な地区に広報車での避難の呼びかけ、勧告等が伝わらない。
- ② 豪雨のため、屋外同報無線は家屋内にいる人に聞こえない。
- ③ 戸別行政無線があっても放送を聞いていない。

なお、市町村から自治会・自主防災組織等への情報伝達ルート、自治会・自主防災組織内部での情報伝達ルートを再度確認するとともに、実際に情報伝達訓練を行うことも重要である。

---

地域支援機関の避難支援者については、地域内にいて、避難行動要支援者の避難支援に当たることを想定しているが、地域内ではないが、時間的・距離的に遠くないところで就労しながら、避難支援者になっている者も考えられる。この場合、地域の情報伝達体制では、防災情報や避難準備情報等を受け取ることができないので、市町村は、メール等を活用するとともに、地域支援機関の協力を得て、避難支援者への情報伝達体制を整備する必要がある。

---

専門支援機関への防災情報の提供については、専門支援機関が、避難行動要支援者の避難支援や受入を行うにあたって前提となるものである。

前述のとおり、避難準備情報の発令から避難行動要支援者の避難完了までを90分とイメージした場合、避難準備情報が発令されてから、専門支援機関が避難支援者を参集させていては、避難支援が間に合わなくおそれが十分考えられる。

後述するが、専門支援機関においては、市町村から提供された防災情報に基づく体制整備について事前に定めておく必要がある。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第4 多様な情報伝達手段の確保            避難勧告等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市（町村）は、多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>① 放送事業者への情報提供等            ② 防災行政無線の活用            ③ 緊急通報システムの活用            ④ ファクシミリ，電子メール等の活用            ⑤ 消防団による広報            ⑥ ケーブルテレビ，コミュニティーFMへの情報提供            ⑦ 携帯端末等による緊急速報メール 等</p>	<p>・ 法第56条第1, 2項            ・ 取組指針P25～26参照</p> <p>・ 市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン（H18.9月）添付資料【参考7】P80            「災害時における放送要請等について」（平成17年10月18日付け，危防第229号，鹿児島県危機管理局危機管理防災課長通知）参照</p>



#### 1 放送事業者への情報提供等について

放送事業者への情報提供については、平成17年度に放送事業者と連絡会議を行い避難勧告等の避難に関する情報について、市町村から放送事業者へ直接情報を提供することをルール化することとなった。

放送事業者にあつては、独自に放送の可否を判断することとされたが、災害時には、住民の多くが放送を通じた防災情報の収集にあたることから、市町村においては、積極的な情報提供が望まれる。

#### 4 ファクシミリ、電子メール等の活用について

電子メールは、遠隔地に住む避難行動要支援者の家族等へ、避難行動要支援者の居住する地域の防災情報を発信するのにも有効である。遠隔地に住む家族からの電話により、早めの避難をしたという事例もあり、市町村は、個別支援計画で避難行動要支援者の家族から避難行動要支援者に「避難の呼びかけ」を行うことも避難支援の一部として取り組むものである。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第6章 避難行動支援に係る共助力の向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難行動支援に係る共助力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">要配慮者の避難体制等整備</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難に必要な資機材の確保</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">安否確認情報の収集体制</li> </ul> </div>	
<p>第1 要配慮者の避難体制等整備</p> <p>1 地域における避難体制整備        自主防災組織，自治会等は，地域ぐるみの避難体制の整備に努める。</p> <p>2 専門支援機関の避難支援体制整備        専門支援機関においては，市町村等から提供される防災情報に基づき，事前に，避難行動要支援者移動支援班を設置するなど避難支援体制の整備に努め，避難準備情報等の発令の際，避難行動要支援機関の迅速・確実な避難支援を行う。</p>	

#### 1 地域における避難体制整備について

集落規模が小さく、住民同士が普段から顔見知りなため、自主防災組織の結成や避難体制の整備について、必要を感じないという住民意識があることがいわれている。平成17年に垂水市の新城小谷地区を襲った土石流災害の際には、当初の情報では、土石流に巻き込まれた行方不明者は11名という情報が流れたが、実際は、3名の方が行方不明者（後に死亡確認）となった。小規模集落においても、誰が、避難していて、誰が避難していないのか、分からなかったという事実がある。地域ぐるみの避難体制の整備においては、避難のグループ化等安否確認を兼ね備えた避難体制などの工夫を行う必要がある。

#### 2 専門支援機関の避難支援体制整備について

専門支援機関の避難支援体制は、避難準備情報の発令から避難行動要支援者の避難完了までを90分とイメージした場合、避難準備情報が発令されてから、専門支援機関が避難支援者を参集させていては、避難支援が間に合わなくおそれが十分考えられる。事前の避難支援体制の整備については、市町村と専門支援機関との協定に盛り込むなどの検討が必要である。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>3 市町村における避難支援体制整備</p> <p>(1) 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置 市（町村）においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、関係部局等が参加する避難行動支援者連絡会議（仮称）を設置し、発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておく。</p> <p>(2) 要配慮者避難支援班の設置 市（町村）では、防災情報等に基づいて、要配慮者避難支援班を設置し、要配慮者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。 避難準備情報が発令される等、避難が必要な段階において、避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援相談窓口（電話〇〇－〇〇〇〇）を設置し、避難行動要支援者や避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。</p>	
<p>第2 避難に必要な資機材の確保</p> <p>1 地域における資機材の整備 自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p>2 市（町村）の支援 市（町村）は、地域における防災資機材の整備を支援する。</p>	
<p>第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施</p> <p>1 研修等</p> <p>(1) 要配慮者への研修等 市（町村）は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行</p>	<p>・市町村災害時要援護者 避難支援モデルプラン (H18.9月)添付資料 【参考8】P86 災害時要援護者避難支援 方法マニュアル参照</p>

### 3 市町村における避難支援体制整備について

要配慮者避難支援班は、市町村の福祉部局内に設置されることを想定しているが、市町村の体制に応じて検討が必要である。なお、要配慮者避難支援相談窓口は、時間の経過により、本章第4の避難行動要支援者安否情報収集窓口に移行することも考えられる。市町村では、これらの窓口については、普段から要配慮者等に周知を図っておく必要がある。

要配慮者の避難は、一般住民よりも早めの段階で開始されることを念頭においており、窓口の設置についても、発災前の比較的時間に余裕がある時期を想定している。平成18年7月の県北部豪雨災害などでは、河川水位の急激な上昇により、非常に短い時間で避難誘導等の防災対応を迫られたが、前日より、警報が発令されていた。窓口の設置等は、防災情報に基づいて早めに設置する必要がある。

行政における避難支援体制整備の事例として、県内保健所では、台風接近の際に難病患者や家族、医療機関等と患者の入院等についての調整も行っており、平成18年の台風第13号の際にも6名の難病患者が事前入院した。

なお、災害時において要配慮者の避難支援は、避難行動要支援者に限られないので、要配慮者避難支援班としてある。

---

自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材を選定するとともに、地域住民からの災害時での提供申出分を含め、その地域での整備状況を把握しておく。また、不足する資機材がある場合、助成事業等を活用して、その整備に努める。

#### 【助成事業】

- コミュニティー助成事業（自主防災組織育成助成事業）

助成対象：自主防災組織・婦人防火クラブ

助成額：30～200万円

---

国は、避難行動支援に係る共助力の向上を図るため、避難行動要支援者名簿を適切に活用して防災訓練を実施したり、要配慮者や避難支援等関係者を対象とした研修等を実施することが適切としている。市町村においては、国の取組指針（P38～41）等を参考に、これらの実施に取り組む必要がある。

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>動をとることができるよう、研修等を実施する。</p> <p>(2) 避難支援等関係者への研修等 市（町村）は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成するための研修等を実施する。</p> <p>2 訓練 市（町村）は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難支援等関係者の参加の機会の拡充を図るとともに、要配慮者にも参加を求め、情報伝達や避難支援等が実際に機能するか点検しておく。</p>	<p>・取組指針P38～41参照</p>
<p>第4 安否確認情報の収集体制</p> <p>1 避難行動要支援者安否情報収集窓口の設置 市町村は、要援護者避難支援班の中に、避難行動要支援者安否情報収集窓口（以下「収集窓口」という。）（電話〇〇－〇〇〇〇）を設置して、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安否（避難）情報を収集する。</p> <p>2 避難支援者からの報告 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合、収集窓口に報告する。</p>	<p>・取組指針P30参照</p>

解	説
<p>(市町村における研修や訓練の例)</p> <p>&lt;避難行動要支援者への研修例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿への積極的な登録</li> <li>・障害者団体や福祉関係者等との関係作り</li> <li>・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え</li> <li>・地域の防災訓練等への参加</li> <li>・発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3カ所程度決める 等</li> </ul> <p>&lt;避難支援等関係者への研修例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する，要介護高齢者や障害者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修</li> <li>・地域の会合等における，避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修</li> <li>・個人情報の漏えいを防止するための研修</li> </ul> <p>&lt;防災訓練の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報等の発令や伝達</li> <li>・避難場所への避難行動支援</li> <li>・避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始</li> <li>・発災直後の安否確認</li> <li>・避難場所から避難所等への運送</li> </ul>	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 避難行動要支援者安否情報収集窓口の設置について</p> <p>安否情報の収集については，親戚宅や知人宅に避難し，避難所に避難しない要援護者も多いことから，避難所における安否情報の収集は，難しい側面がある。</p> <p>市町村が，安否情報収集窓口を設置して，一元的に情報収集することで，住民，関係機関，要配慮者本人が情報提供しやすくなり，市町村においては，安否情報を得やすくなるなどの効果が考えられる。</p> <p>なお，安否確認を行う際には，避難行動要支援者名簿を活用することができることとされているので，市町村においては，その適切な活用を図る必要がある。</p> <p>2 避難支援者からの報告について</p> <p>ここでは，個別支援計画に基づいて，避難支援が確実に行われたことが，市町村によって確認できるように，避難支援者から避難行動要支援者の避難情報を報告するようにしたものである。</p>	

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第7章 指定避難所等における支援体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定避難所等における支援体制の整備</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定緊急避難場所や指定避難所の開設</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難施設や必要物資等の整備</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">二次避難所（福祉避難所等）の指定</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">広域支援体制の整備</li> </ul>	
<p>第1 指定緊急避難場所や指定避難所の開設</p> <p>市（町村）は、防災情報に基づいて早期に指定緊急避難場所や指定避難所の開設を行う。開設に当たっては、市（町村）地域防災計画や第5章第4に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。</p>	
<p>第2 避難施設や必要物資等の整備</p> <p>市（町村）は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における通信設備、洗面所・トイレ等 生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進する。</p>	
<p>第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定</p> <p>市（町村）は、要配慮者に対して医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。指定にあたっては、事前に協定を結ぶなどして、円滑な開設・受入・運営がなされるようにする。</p>	<p>・市町村災害時要援護者 避難支援モデルプラン (H18.9月) 添付資料 【参考9】P95 「県北部豪雨災害に係る 介護保険制度の運用につ いて」、「台風襲来時等 の自主避難に係る介護保 険制度の運用について」 (鹿児島県保健福祉部介 護保険課長事務連絡)</p>



解	説
<p>指定緊急避難場所，指定避難所，避難路の指定に当たっては，土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区等の災害危険区域を十分に考慮するとともに，各地域振興局・支庁の建設部・農林水産部等の関係機関と協議して，適切な指定に努める必要がある。</p>	
<p>災害時の介護保険施設等の定員超過利用については，平成12年3月の厚生労働省通知において，介護報酬額の減額の対象とせず，定員超過利用が認められているので，市町村及び介護保険施設等においては，県保健福祉部介護国保課からの事務連絡【参考9】も参考にしながら，定員超過での受け入れも含めて，協定を運用するなどの工夫が必要である。</p>	

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
	<p>【参考10】 P98  災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（愛知県豊田市事例）参照</p>
<p>第4 広域支援体制の確立</p> <p>市（町村）は、避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。</p>	

解

説

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等
<p>第8章 地域防災計画や全体計画の整理</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者名簿の作成に資するよう、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理する。</p> <p>名簿作成についての重要事項は地域防災計画に定め、細目的な部分は、従来の全体計画を地域防災計画の下位計画と位置づけ、同計画の中で定めることとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○全体計画において定める事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○地域防災計画において定める必須事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援等関係者となる者</li> <li>・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</li> <li>・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</li> <li>・名簿の更新に関する事項</li> <li>・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置</li> <li>・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</li> <li>・避難支援等関係者の安全確保</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿作成に関する関係部署の役割分担</li> <li>・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）</li> <li>・支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）</li> <li>・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者</li> <li>・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制</li> <li>・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結・避難行動要支援者の避難場所</li> <li>・避難場所までの避難路の整備</li> <li>・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制</li> <li>・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第49条の10第1,2項</li> <li>法第50条第2項</li> <li>・取組指針P11～14参照</li> <li>・国通知IV 5 参照</li> </ul>

## 解

## 説

改正災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿の作成等が市町村に義務付けられたところであるが、名簿は「地域防災計画の定めるところ」により作成することとされていることから、各市町村においては、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられる平成26年4月1日までに地域防災計画を改正し、名簿作成の具体的な方法・手順等を定める必要がある。

(参考1)

- ・ 今回、地域防災計画に定めることとされている必須事項が、各市町村において、既存の全体計画で規定されている場合等は、地域防災計画に、「避難行動要支援者を適切に支援するため、〇〇市災害時要援護者避難支援プランに定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する。」等と記載すること等により、既存の全体計画の修正等で対応しても差し支えない。

(参考2)

- ・ 前述のとおり、国は取組指針において、平成25年度中に地域防災計画を改正することとしているが、市町村において、同計画において定めるべき事項（名簿作成についての考え方）を整理し、平成26年4月1日以降に名簿を作成する体制を整備していれば、改正時期が4月以降になっても差し支えない。

(参考3)

- ・ 国は、改正災害対策基本法により、要配慮者や避難行動要支援者の位置付けを行ったところであるが、市町村の地域防災計画において、「災害時要援護者」等の表現を用いている場合、これらの用語の整理（「要配慮者」、「避難行動要支援者」等の表現への置き換え）までは行わなくても差し支えない。全体計画や個別支援計画等に、「災害時要援護者」等の表現を用いている場合も同様である。

(参考4)

- ・ 本モデルプランは、全体計画等で定める事項を網羅して作成しているが、市町村において、より詳細な情報や具体的な方法等を追加して記載しても差し支えない。

### ○ 地域防災計画における規定（例）

#### 〇〇市（町村）地域防災計画

市（町村）は、避難行動要支援者を適切に支援するため、以下により、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### ① 避難支援等関係者となる者

- ・ 〇〇消防署， 〇〇警察， 民生委員， 〇〇社会福祉協議会， 〇〇市自主防災組織， その他〇〇

#### ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

市町村要配慮者の避難支援モデルプラン	参 考 等

解	説
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護認定 3～5 を受けている者</li> <li>・ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓じん臓機能障害のみで該当するものは除く）</li> <li>・ 療育手帳 A を所持する知的障害者</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者</li> <li>・ 市（町村）の生活支援を受けている難病患者</li> <li>・ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</li> </ul> <p>③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>ア 必要な個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名，生年月日，性別，住所又は居所，電話番号その他の連絡先，避難支援等を必要とする事由，前各号に掲げるもののほか，避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</li> </ul> <p>イ 入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市（町村）は，要配慮者の把握のため，各部局において把握している情報を集約する。</li> <li>・ 市（町村）は，難病患者に係る情報等が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは，県やその他の者に対して情報提供を求めることとする。</li> </ul> <p>④ 名簿を更新する期間や仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民異動（住民基本台帳による確認）や，要介護認定や障害認定の状況等を定期的に確認すること等を記載すること。（取組指針P19～20参照）</li> </ul> <p>⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者名簿を必要な範囲で避難支援等関係者に提供することや，名簿の施錠可能な場所への保管，名簿を必要以上に複製しないこと 等，市町村で定める措置を記載すること。（取組指針P22参照）</li> </ul> <p>⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難準備情報等の発令や伝達，情報伝達等に当たっての配慮 等を記載すること。（取組指針P25～26参照）</li> </ul> <p>⑦ 避難支援等関係者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難支援を行う者等の安全確保の措置を記載すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組指針P27～28参照）</p>

○ 災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成等の流れ

